

令和4年 第7回

教育委員会定例会会議録

令和4年7月13日

中央区教育委員会

令和4年第7回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和4年7月13日(水) 午後3時00分

場 所 中央区役所 8階 大会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫
委 員 坂本順子
委 員 本宮典幸

説明のために出席した事務局職員

次 長 生島憲
庶務課長 俣野修一
学務課長 鷲頭隆介
学校施設課長 岡地貴志
指導室長 小林傑
教育支援担当課長 熊木崇
統括指導主事 清水浩和
統括指導主事 林修也
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

スポーツ課長 鎌田智之

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 一瀬知之
教育行政推進係員 伊藤めぐみ

開 議 午後3時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教 育 長 平林治樹
委 員 坂本順子

- 日程第1 議案第25号
中央区立学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を
改正する規則の制定について
- 日程第2 議案第26号
中央区立学校温水プールの開放等に関する規則の一部を改正する規則の
制定について
- 日程第3 議案第27号
中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する
規則の制定について
- 日程第4 報告事項
各課事業報告について

教育長 それでは、ただいまから令和4年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

 初めに、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されております。教育長の職務代理につきましても、このたび伊東委員にお願いをし、7月1日付で御就任いただいておりますことを御報告申し上げます。伊東委員、どうぞよろしく願いいたします。

伊東委員 お願いします。

教育長 ありがとうございました。

 なお、委員会の構成が変わりましたので、議席の変更を行います。中央区教育委員会会議規則第4条では、委員の議席は教育長が定めることとなっており、現在お座りの席を議席といたしたいので、よろしく願いいたします。

 それでは、本日の会議録の署名委員を御指名いたします。

 本日は坂本委員にお願いいたします。

坂本委員 承知しました。

教育長 それでは、本日の日程に入ります。

 日程第1、議案第25号、日程第2、議案第26号は関連がありますので、一括して議題といたします。

 それでは、議案第25号、議案第26号を、書記、朗読願います。

 （書記朗読）

教育長 それでは、次長から提案説明を願います。

次長 議案第25号「中央区立学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第26号「中央区立学校温水プールの開放等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

 （「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

 それでは、御質問がないようでございますので、順次お諮りいたします。

 まず、議案第25号を可決することに御異議ありませんか。

 （「異議なし」の声あり）

教育長 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

 次に、議案第26号を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第27号を議題といたします。

議案第27号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第27号「中央区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、報告事項に入ります。報告事項のうち(1)について報告願います。

次長 「令和4年第二回区議会定例会(6月議会)一般質問(概要)」について、資料1により報告。

教育長 ただいまの報告につきまして御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項(2)について報告願います。

図書館財課長 「区立京橋図書館休館に伴うサービスの変更等について」について、資料2により報告。

教育長 それでは、ただいまの報告につきまして御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

渥美委員 2の(3)のところに貸出期間と貸出冊数の変更が載っていますが、2週間から3週間に貸出期間を延長した理由と、いつから3週間と数えるのか、また貸出冊数についても10冊から15冊に増やした理由をお聞かせください。

図書館財課長 現在は、貸出しの処理を始めてから2週間が貸出期間になっています。普段京橋図書館を利用されている方は、京橋図書館が休館中になりますと日本橋図書館か月島図書館、どちらかに行ってください。そういった交通の面も含めまして、主に京橋図書館を利用される方のサービス低下を

防ぐために、今回、貸出期間を2週間から3週間に1週間延ばしたのと、冊数も5冊ほど増やしたところでございます。

渥美委員 貸出冊数について、一度に15冊を借りて、3週間で返すのは大変かと思いますが、皆さんどのくらい借りているものでしょうか。

図書館財課長 予約の本も含めて10冊ということなので、2週間で10冊を全部すぐに読む方というのは中々いらっしゃらないかと思うんですけども、ただ、常に予約を含め10冊貸りられる方も多くいらっしゃいます。

渥美委員 予約を含んでいるということですね。分かりました。ありがとうございます。

坂本委員 電子書籍で貸出サービスが始まるということでイメージがまだ湧いていないのですが、自分の持っている端末にIDやパスワードを入れて利用するのかなと理解したのですが、その場合、例えば同じ本を希望した場合にも複数の人がアクセスできるのかとか、その辺りは具体的にはどのような使い方になるのか教えていただければと思います。

図書館財課長 今坂本委員が仰ったとおり、御自分でお持ちのスマートフォン、パソコン、タブレットを活用して読んでいただきます。そこにIDとパスワードを入力して本を借りていただくのですが、1冊につき、お一人の貸出しという形になっていますので、貸出中の場合は、お待ちいただくこととなります。

坂本委員 ありがとうございます。1冊に複数アクセスできれば、貸出中で、読みたい本が読めないといった懸念がなくなるのかなと思ったものでお尋ねしました。

伊東委員 電子書籍の利用対象者は、区立図書館の利用登録のある区内在住、在勤、在学者となっておりますが、今の図書館の利用対象者も区内在住、在勤、在学者に限られていますでしょうか。

図書館財課長 現在、図書館の利用につきましては、こういった制限はございません。どなたでも御利用いただけるような形になっております。

伊東委員 電子書籍の場合は、例えば大学生の様な中央区から別のところに住居を移してしまっていた場合、実家に戻ってきて利用したいと思った時に利用できないということになりますか。

図書館財課長 現状の考え方ですと、そのような形になります。

伊東委員 中央区の教育を繋げていくためには、電子書籍も一人でも多くの人に広がると思います。

図書館財課長 今伊東委員が仰られたご意見に関して、今後前向きに検討させていただきたいと思います。

伊東委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに御質問よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、続きまして、報告事項（３）について、各所管課長からお願いいたします。

庶務課長 「意見・要望」の１件目について、資料３により報告。

学務課長 「意見・要望」の２件目、３件目について、資料３により報告。

指導室長 「意見・要望」の４件目について、資料３により報告。

教育長 それでは、ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお伺いします。

坂本委員 部活動の件ですが、外部委託ではなくなっただけでも、外部指導員を入れているというのは、立てつけとして、外部指導員はどういう立場になるのか教えていただければと思います。

指導室長 外部指導員につきましては、学校がこの人に外部指導員として入ってもらいたいという人に報償費を払っているものでございます。昨年度、一昨年度までの部活動指導員については、国や都から補助金が出ている中で行っておりました、どちらかという、部活指導員は教員の負担軽減を図って、部活動の子供たちの引率もできていた立場であったんですけども、学校現場からは外部指導員のほうが活用しやすいということもあり、今年度から変更しております。

坂本委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに御質問はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程は終了いたしますが、委員の皆様方から御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

本宮委員 今現在、第７波と言われているコロナがまたはやり出していますが、中央区の現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

学務課長 直近の新型コロナウイルス感染症の学校関係者の新規陽性者数について御報告させていただきたいと存じます。７月以降だけで申し上げますと、小学校で６０名、中学校で１０名、幼稚園で８名、教職員で８名、新規の陽性者数が出ているところでございます。

また、学級閉鎖等につきましては、７月入ってからの件で申し上げますと全部で６件ございましたが、そのうち５件は今週中に開始された状況でございます。

また、直接区の公立施設の状況ではございませんが、我々所管の関係で申し上げますと、阪本こども園につきましては、新規の陽性者が判明しまして濃厚接触者の判定に時間を要しましたため、１１日単日のみ休園とさせていただいたところでございます。

本宮委員
教育長
渥美委員

ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

マスクについて、要望とか学校に対する指導というのが出ておりますが、マスクはつけることも外すことも強制ができないために、マスクを外したがない子ども達が多いと伺っております。熱中症の心配等もありますので、できる範囲で、外せる場合は外して生活していくように、積極的な指導をお願いしたいと思います。

また、部活動の外部指導員についてですが、勝つことだけを目標とし、過重に練習をこなす部活動になってしまうと、退部する子どもが多いという話を耳にします。熱心なことは良い事ですが、受け取り側もあるかと思っておりますので、外部指導員の人選というのも、教育的観点から見て適任と思える指導員の人選を引き続きお願いしたいと思っております。

指導室長

まず、最初のマスクの件です。マスクの件につきましては、熱中症のリスクを鑑みながら、外せるところは外していくということです。一方で、先ほど委員がおっしゃったように、子供たちの中でなかなかマスクを外せないという状況は未だ続いていますし、また、今回、第7波と呼ばれるような中で、やはり感染が怖いと思っている児童生徒もいます。なるべく外せるところは外していきながら、感染対策も行うというように学校では並行して指導しているところでございます。

それから、2点目の部活動につきましては、部活動は確かにカラーがそれぞれ部活にありまして、大会で勝ち進むことを目指している部活もある一方、体を動かすことを軸に、楽しみながら活動する部活もあります。そうした中で運動部に関しては、教員の中に専門的な指導をしたことがない場合に外部指導員を入れます。外部指導員は子供たちに直接指導することから、人物的に問題が無いか学校が確認し、依頼しています。

今後も、部活動に所属している生徒の希望にも応じた活動が推進できるように区のほうでも支援をしていきます。

教育長

ほかに御意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

よろしいですか。

それでは、本日の委員会をこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午後3時30分 教育長閉会宣言

署名委員